

## 不正行為に関する通報窓口規定

この規定は、公益財団法人 沖中記念成人病研究所(以下「この法人」という)における競争的資金等の運営および管理に関する取扱規程第11条について必要な事項を定めるものとする。

### (通報窓口)

第1条 研究活動上の不正行為に関する通報を受け付ける窓口をこの法人の総務課に置く。

- 2 通報窓口の名称, 場所, 連絡先, 通報の方法その他必要な事項を研究所内外に周知する。

### (通報の受付)

第2条 通報窓口担当者は, 通報を受け付けたときは, 最高管理責任者および統括管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者(不在のときは統括管理責任者)は, 前項の報告を受けたときは, 直ちに關係する部局責任者その他必要な者を指名し, 当該通報された事案に係る調査の実施の要否を協議の上, 決定する。
- 3 最高管理責任者は, 当該通報内容が法律等に違反するおそれがある場合は, 關係機関に連絡するものとする。
- 4 通報の受付及び調査を担当する者は, 自己と利害關係のある事案に関与してはならない。
- 5 匿名による通報があった場合は, 顕名による通報に準じた取扱いをする。

### (秘密保持等)

第3条 通報窓口の職員が通報を受け付ける場合は, 内容及び通報者の秘密を守るため, 個室での面談など担当職員以外に見聞できないように, 適切な方法を講じなければならない。

- 2 通報窓口の職員及びこの規定に定める業務に携わる者は, 業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も, 同様とする。

### (通報者の保護)

第4条 部局責任者ならびに職員は, 通報をしたことを理由として, 当該通報者の職場環境等が悪化することのないように, 適切な措置を講じなければならない。また当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(解雇の禁止等)

第5条 この法人の最高管理責任者は、通報したことを理由に当該通報者に対して解雇(労働者派遣契約その他の契約に基づき、この法人の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除。以下同じ。)、配置換、懲戒処分、降格、減給等を行ってはならない。

(悪意に基づく通報)

第6条 何人も、悪意(被通報者を陥れるため若しくは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。)に基づく通報を行ってはならない。

2 最高管理責任者は、前項の通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることがある。

平成19年10月1日 施行

平成26年11月1日 改訂